

G7 ボローニャ環境大臣会合
イタリア・ボローニャ
2017年6月11～12日
コミュニケ仮訳

我々、G7 の環境担当大臣、上級代表並びに環境・気候担当欧州委員は、2017年6月11日、12日にボローニャで一堂に会した。会合には国際機関の長・高官や、大学及び企業の代表者も参加した。

1. 持続可能な開発のための2030 アジェンダ

1. 我々は、2030 アジェンダの実施と持続可能な開発目標（SDGs）の達成に果たす重要な役割を自覚し、人間、地球、繁栄、平和及びパートナーシップの利益のために及び誰一人取り残さないことを目指して、経済、社会及び環境という持続可能な開発の三側面の統合に取り組むとともに、相互の経験を交換する。
2. G7 タオルミーナ首脳コミュニケを指針として、我々は2030 アジェンダの環境側面を実施し、及びG7内の進捗を定期的にレビューする。
3. 我々は、近々開催される持続可能な消費と生産に関するG7 ワークショップなど、G7 富山環境大臣会合のコミュニケで言及されたG7の協調による継続的な活動を歓迎する。我々は、我々の取組を示す優良事例を共有し、G7メンバーを越えて広めていくためのコミットメントを再確認する。
4. 我々は、とりわけ、経済及び社会側面との相互関連性を促進し、適切に設計された環境及び気候政策により提供された経済発展の機会を活かし、及び科学と政策のインターフェースを強化することによって、効果的かつ統合的な政策と行動を伴いつつ、SDGsの実施における環境側面の強化に取り組む。
5. 我々は、SDGs 達成のための政策の影響を評価することの重要性を認識し、必要なパラダイムシフト、変革的な行動の促進に取り組み、持続可能な開発のための政策の一貫性に向けて断固として前進することを決意する。
6. この観点から、我々は、政策評価から具体的な行動まで、あらゆる段階における説明責任の重要性を強調する。2030 アジェンダにおいて認識されているように、ステークホルダー及び先住民とのパートナーシップは、2030年までのSDGs達成の鍵となる。

2. 気候変動¹

7. カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本及び英国の環境大臣と、環境及び気候担当の欧州委員は、効果的かつ緊急に気候変動に対処するための、及び、その影響に適応するための世界的な手段であり続けるパリ協定を迅速に、かつ効果的に実施するという、強固なコミットメントを再確認する。我々は、その他の国、世界中の準国家及び非国家主体からのパリ協定への継続的な支持を歓迎する。

8. カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本及び英国の環境大臣と、環境及び気候担当の欧州委員は、パリ協定が不可逆的で、その完全な十全性が我々の地球、社会、経済の安全保障と繁栄の鍵であることに合意する。我々の行動は、気候変動に対処し、低炭素で、気候に対して強靱で、資源効率性の高い経済への不可逆的な移行を加速化するため世界的に気運を高めることにより、引き続き鼓舞され導かれる。

9. 我々は、パリ協定の早期発効及び「我々の気候及び持続可能な開発のためのマラケシュ行動宣言」を含むマラケシュでの COP22 の成果を歓迎する。

10. 我々は、パリ協定の長期的目標である、世界全体の気温上昇を 2° C を十分下回るものに制限し、1.5° C までのものに制限するための努力を追求すること、気候変動の悪影響に適応する能力を強化すること、温室効果ガスについて低排出型であり、かつ、気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させることを想起する。この目標は、2020 年までの行動を強化すること及びその後のさらなる変革的な変化を求める。

11. この目的のため、二国間及び多国間の気候資金を動員するとともに、資金の流れを国連 2030 アジェンダ及びパリ協定の目標に沿うように我々の取組を強化すること、また、今世紀半ばまでのエネルギー部門の変革を含め、今世紀に脱炭素化され、かつ気候に対して強靱である世界経済を達成することが必要である。したがって我々は、途上国における気候行動を支援するために、2020 年までに官民双方の資金源から年間 1000 億米ドルを共同で動員するとの目標についてのコペンハーゲンにおける先進国のコミットメントを再確認する。我々は、すべての潜在的な資金提供者に対し、この目標に到達し、上回るための努力に加わるよう奨励する。

¹米国は、国内で 1994 年以前の CO2 水準を達成したことで示されたように、CO2 排出量を削減してきており、行動をもって引き続き示していく。米国は、強い経済と良好な環境の両方を維持するという国内の優先順位と整合する形で、重要な国際的なパートナーと引き続き関わっていく。したがって、米国は、パリ協定から脱退し、同協定とそれに関連するファイナンスのコミットメントの実施をただちに中止するという最近の発表に基づき、コミュニケの気候及び MDBs に関する部分には加わらない。

12. 我々は、開発途上にある小島嶼国及び後発開発途上国といった最も脆弱な国々が気候変動の影響に対処するために特別のニーズがあることを認識する。

13. 我々は、パリ協定を批准していないすべての国に対して批准を強く奨励し、2018年までにその実施指針を採択する努力を支持すること、及びすべての締約国とともにその達成に取り組むことにコミットする。我々は、気候変動が貧困撲滅や持続可能な開発を損なう可能性を認め、女性及び先住民の課題や懸念を考慮した行動を含めることの重要性を認識する。

14. 2030アジェンダと首尾一貫しかつその文脈においてパリ協定を実施することは不可欠であるとともに、社会的包摂を確保しつつ、我々の経済を近代化し、競争力を高め、雇用と成長を刺激する大きな機会をもたらさう。2030アジェンダの実施は、世界気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップの下で設立された多くの連合やイニシアティブを関与させそれらの経験から利益を得ることもできる。この文脈において、我々は、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォースによる作業等、民間部門の行動の増加を歓迎する。

15. 我々は、パリ協定の実施において、すべての締約国と引き続き協力する用意がある。

16. 我々は、2018年の促進的対話の構成に関して2017年5月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の補助機関会合中に行われた包摂的かつ透明な協議を歓迎する。我々は、パリ協定の長期的な温度目標の達成に向けた気運を維持し、野心的な地球規模の行動を奨励する上で、2018年の促進的対話の重要性を認識する。我々は、COP22の決定に示されたマンデートに従い、ボンでのCOP23における2018年の促進的対話の設計に関する共通の提案を策定し提示するための、COP22議長国及び次期COP23議長国の努力を引き続き支援する。

17. 我々は、長期的な温度目標の達成に向けた全体としての進捗状況を確認するためこの対話に積極的に参加することにコミットし、かつ、自国が決定する貢献（NDC）で2025年までのタイムフレームを定める締約国にあっては2020年までに新たなNDCの準備について、又はNDCで2030年までのタイムフレームを定める締約国にあっては2020年までにそのNDCの提出もしくは更新について、情報提供することにコミットする。

18. 我々は、気候目標の達成に役立つ野心的な成果をあげるため、すべての

締約国に対し、集中的で明瞭な参加型の対話に建設的に貢献するよう求める。

19. 我々は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書を含む、利用可能な最良の科学、国連諸機関・政府間組織から共有される経験、優良事例及び専門知識を活用し、根拠に基づく双方向の対話を支持する。この対話は、全体としての進捗状況に関する我々の理解を深め、緩和に関するポテンシャルの高い分野における、具体的な行動を取り得る機会と、費用対効果の高い解決策を強調するだろう。

20. 我々はまた、パリ協定の長期的な緩和目標の達成に貢献する全体としての努力の一環として、連合の育成や野心的な気候行動の実施において、世界気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップを通じて、準国家及び非国家主体が果たす重要な役割を認識する。我々は、このプロセスに対するこれらの主体の貢献を期待する。

21. 我々は NDCs を達成するための措置の導入及び実施の進捗に関する情報を共有し、2020 年までに提出する NDCs の通報又は更新の準備に関する進捗について情報を提供する考えである。

22. 我々は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための、今世紀半ばに向けた長期的な戦略を既に提出した国の努力を称賛をもって認識し、残る締約国に対しては、2020 年の期限に十分先立って自国の戦略を完成させるよう奨励する。

23. 我々は、気候変動への対処にあたって市場アプローチを含むカーボンプライシング（炭素への価格付け）が担う重要な役割を認識し、9月に開催される炭素市場プラットフォームの第2回戦略対話を歓迎する。

24. 我々は、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）を段階的に削減するモントリオール議定書キガリ改正の第28回締約国会合における採択を歓迎する。我々は、必要な国内措置を遅滞なく講じる考えであり、他の締約国にも同様の取組を奨励する。我々は、国連の国際民間航空機関（ICAO）が国際航空による排出に対処するための世界的な市場を活用した措置の採択に合意したことを歓迎する。我々は、国際海洋機関（IMO）に対し、これまで果たされてきた進捗を認識し、海事部門からの炭素排出削減努力をさらに加速化するよう求める。

3. 持続可能性に資するファイナンス

25. 我々は、持続可能性に資するファイナンスの拡大が、持続可能性と気候に関する目標を達成するための基本であることを認識する。このため、我々は、戦略的イニシアティブや民間部門主導の行動を含め、環境上の機会やリスクに対応するための努力を強化し、それによって持続可能性に資するファイナンスの流れを増加させることを歓迎する。我々は、民間主体が適宜、各々の勧告を実施することを奨励する。

26. 我々は、UNEP の「持続可能性のための金融センター——グリーンで持続可能性に資するファイナンスの動員における G7 金融センターのレビュー」及び「G7 における中小企業のためのグリーンファイナンスの動員」に関する文書及びツールを通じた議論に対する貢献を認識する。

3 a. 持続可能性に資する金融センターの促進

27. 我々は、金融センターが資本の配分において極めて重要な役割を果たすことを認識する。我々は、より多くの金融センターが持続可能性にコミットしていることや、それらのイニシアティブの潜在力が国際協力を通じて高まることを認識する。我々は、金融センターの国際的ネットワークの創設に関心をもって留意し、このネットワークの第 1 回会合を主催するというイタリアの提案を歓迎する。

3 b. 中小企業 (SMEs)

28. 経済活動における中小企業の持つ重要性を考慮した上で、我々は、中小企業の資金調達手段の多様化を改善しつつ、資金調達へのアクセスを強化することを意図して金融包摂と企業成長を目指して行われている、女性起業家支援に焦点を当てたものを含む中小企業のファイナンスに関する取組を歓迎する。我々は、G20 議長国であるドイツのもと、生産工程の持続可能性を向上させるインセンティブを中小企業に与えるよう、優れた金融モデルを見出し促進するための作業が開始されたことに留意する。我々は、多くの中小企業及び新興企業が持続可能な開発への移行の達成に資するイノベーションや、技術及びプロセスの普及に貢献していることを認識する。我々は、金融システムにおける環境上のリスクと機会のより良い統合を促進する中で、その活動の資金を調達するために資本にアクセスするこれらの企業の努力を支援することを目指す。我々は、中小企業に資金提供する際に投資家をグリーン投資に向かわせることのできる適切な情報の価値を強調する。

29. 我々は、持続可能性に資する中小企業のイノベーション戦略及び起業家努力をいかに支援し強化するかに関しての既存の優良事例を考慮する。

30. 我々は、革新的な手段を含む、中小企業投資のための資金調達手段へのアクセスは、持続可能な開発への移行の重要な部分であることを認識する。我々は、すべての関連する主要な主体に対し、自主的な取組として、中小企業のための持続可能性に資するファイナンスの発展を支援するよう求める。

31. 我々は、環境インフラ・プロジェクトも持続可能な中小企業のための資本へのアクセスを強化する多くの手法から便益を得られることを認識し、これらのプロジェクトが経済成長を刺激し雇用を創出しつつ、清浄な水や大気など極めて重要な環境上の便益を提供することに留意する。

4 資源効率性、3R、循環経済及び持続可能な物質管理

32. 資源効率性、3R、循環経済及び持続可能な物質管理は、経済成長と雇用を実現する主要な推進力となり、長期的な経済競争力や繁栄と併せて環境及び社会上の便益をもたらすことができることを示す強力な証拠がある。このことは持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて十分に認識されており、同アジェンダにおける多くの持続可能な開発目標（SDGs）やターゲットは、我々が資源効率性を地球規模で改善して初めて達成される。

33. 国及び地域の政策決定は、資源効率性に重要な役割を担っている。地球規模で国家間での広範囲な便益を確保するためには、国際的に共同した行動が鍵を握ることも我々は認識する。このため我々は、目に見える結果を得る重要な条件として国際協力並びに統合的なアプローチ及び政策の推進を奨励する。こうした行動は、持続可能な開発のすべての側面と企業やステークホルダーとの協力を考慮するべきである。

34. 我々は、資源効率性が我々の国の経済及び環境の全体的な強靱性を向上できるとする、IRP（国際資源パネル）とOECDによる報告書²の主要な成果を支持する。我々は、SDGsと関連するターゲット及び気候に関する目標を費用効果の高い方法で達成するためには、資源効率性の大幅な向上が不可欠であると考え、両報告書の関連する政策勧告を考慮する。

35. この文脈において、2015年のエルマウ・サミット、2016年の伊勢志摩サミット及び富山物質循環フレームワークの成果に基づき、我々は、資源効率性に関する共通の活動の推進を目指す、別添「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」を採択する。我々は、「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み」

² UNEP-IRP 2017「資源効率性：潜在的可能性及び経済的影響」-OECD 2016「資源効率性に関する政策ガイダンス」

に全面的に参加するよう努力する。

36. 企業やその他のステークホルダーとともに優良事例を共有して促進する有益な場として、資源効率性のためのG7アライアンスへの我々のコミットメントを再確認するにあたって、我々は、G20資源効率性対話を設立するとG20議長国ドイツのイニシアティブを暖かく歓迎し、全面的に支持する。

37. G7議長国イタリアの主導の下、2017年11月にイタリアで開催される資源効率性のためのG7アライアンスの次回会合において、我々は、上述の行動をフォローアップするための計画文書をワークショップ及びその他の活動の暫定リストと併せて明確にする。

5. 海洋ごみ

38. 我々は、海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画（G7APML）を通じて行われた価値ある作業を認識する。我々は、海洋ごみの問題、とりわけプラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対する懸念を改めて表明し、この地球規模の脅威との戦いに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、2030アジェンダを完全かつ適時に実施する必要性と、この文脈において、持続可能な開発目標、とりわけ海洋ごみに直接的・間接的に対処するゴール6、12、14並びにこれらに関連するターゲットの重要性を明確に認識する。我々は、効率的な資源利用、持続可能な物質及び廃棄物の管理を含む、より資源効率性が高く、より循環的な経済モデルに向けて進むことが、海洋ごみに効果的に対処する方法だと信じる。我々は、雇用創出、観光開発、持続可能な漁業、廃棄物と廃水管理、及びその他の分野に関するものを含め、海洋ごみの防止及び削減方策の社会経済的便益を認識する。

39. 我々は、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する国連環境総会（UNEA）決議1／6及び2／11、並びに生物多様性条約の枠組みにおける海洋ごみの影響に対処する決定XIII/10を歓迎し認識するとともに、2017年12月のUNEA 3で提示される予定の、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するための国際的、地域的及び準地域的なガバナンス戦略及びアプローチに関するUNEAの有効性評価に期待する。我々は、海洋ごみに関するグローバル・パートナーシップ（GPML）や最近発足したストップ・プラスチックごみ国際連合など、多くの国際的イニシアティブを認識する。我々は、先週ニューヨークで開かれたSDG14会議の成果の重要性を認識し、2017年10月5日－6日にマルタで開かれる第4回アワー・オーシャン会合に期待する。

40. 我々は、海洋ごみに関する国際文書やイニシアティブ間、及びそれぞれ

のマンダートの範囲内での協力の文脈において、地域海計画（RSPs）が、一貫し協調のとれた地域海域規模のアプローチを効果的に確立して実施するための鍵であることを認識している。我々はまた、地域漁業管理機関（RFMOs）が、漁業活動に起因する特定の海洋ごみ問題に地域レベルで対処する上で重要な役割を担いうることも認識している。

41. したがって我々は、海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画（APML）をさらに実施することを決意し、地域の文脈を考慮しつつ、主に後述のイニシアティブを通じて、既存の国際的な取組、とりわけ海洋ごみの問題に対処するRSPsの活動の一貫性、効率性及び有効性を強化することを求める。a) モニタリング及び評価のための科学に基づく指標及び方法の調和（研究を通じたものを含む）、b) 広範囲でアクセス可能なデータベースの特定、開発、実施及び展開、c) 特に陸域と海域を発生源とする廃棄物とごみの防止と管理、回収・処理活動に関する優良事例の特定と普及、d) 能力開発の取組の発展、e) 費用便益評価、費用回収手段を支援するパートナーシップ、拡大生産者責任、廃棄物及び水管理インフラへの投資促進のための方策の特定、開発、普及（民間部門との協力を通じたものを含む）、f) 海洋環境へのプラスチックの流出を避けるための、マイクロビーズを含む使い捨てプラスチックやマイクロプラスチックの漸進的削減（代替材料に関する研究を通じたものを含む）。

³ 6. 多国間開発銀行（MDBs）と 2030 アジェンダ及びパリ協定の実施支援

42. 我々は、世界銀行、IFC（国際金融公社）及び ADB（アジア開発銀行）のエネルギー供給に対する投資を2°C 目標への道筋に合わせることについてのWRI（世界資源研究所）によるバックグラウンド報告書「炭素移行のための資金調達」を認識し、この研究の継続と、すべての多国間開発銀行（MDBs）及びその他の部門への拡大を奨励する。

43. 我々は、2030 アジェンダとパリ協定を地球規模で実施するための持続可能で気候に対して強靱な投資の拡大に貢献する上で、MDBs 及びその他の国際開発銀行が重要な役割を負うことを認識し、完全な実施に向けて気運を維持するためのこれらの銀行の努力を歓迎する。アディスアベバ行動目標に沿って、我々は、MDBs 及び他の国際開発銀行が持続可能な開発への融資とノウハウの提供に多大な潜在力を有していることを認識する。

44. 我々は、MDBs 及びその他の開発金融機関が、SDGs を含む持続可能な開発のための 2030 アジェンダを支援する各自の方針の更新や策定においてこれまで果たしてきた進捗を歓迎する。同時にまた、我々は、これら機関の金融支

³ 気候変動と MDBs について米国の立場に関する脚注 1 を参照のこと。

援を、パリ協定の完全な実施につながる道筋に合わせるとともに、高炭素資産への投資を控えるために、さらなる措置が必要なことを認識する。

45. 我々は、MDBs 及びその他の開発金融機関に、2020 年の気候に関するそれぞれの約束の達成や、2030 アジェンダやパリ協定の目標に各自の活動をさらに合わせることを含み、また、適応への強力なコミットメントを通じ、持続可能で気候に対して強靱な投資をさらに増やすとともに、民間資金をグリーン・エコノミー及びブルー・エコノミーに活用し、引き込む努力を強化し、低炭素で資源効率性の高い世界経済への移行を支援することを求める。我々は同様に、輸出信用機関の重要な役割と、より持続可能で気候に対して強靱な投資に向けた継続的な努力を認識する。我々は MDBs に、その特有の立場を利用して、国の開発計画で気候変動への考慮を主流化するための専門知識を共有すること、及び社会・環境影響評価と適用可能な社会・環境基準を尊重することを通じて損害を防止することによって、持続可能な開発への影響力をさらに拡大させることを強く求める。

46. 我々は、MDBs 及び我々の開発金融機関（DFIs）が、温室効果ガスについて低排出型であり、かつ気候に対して強靱であるインフラ・プロジェクトへの投資に移行していくコミットメントを継続することを支持する。

47. 2020 年及びそれ以降を見据え、我々は、MDBs の活動全体にわたり気候変動に関する配慮が十分に主流化し、クリーン技術が推進されている状況を目にすることを期待するとともに、最も貧しく最も脆弱な国が気候変動の影響に対する強靱性を向上させることを支援する。我々はまた、民間資金の流れの加速化を支え可能にする環境と金融ツールを求める呼びかけを、改めて表明する。

48. この文脈において、我々は、MDBs によるグリーンファイナンスへの支援拡大を可能にする G20 の MDB バランスシート最適化行動計画に関する初期の進捗を歓迎する。我々は MDBs に対し、民間部門の資金をより良く動員するための活動を、いかに大幅かつ効率的に規模拡大させることができるかを検討するよう奨励する。

49. 我々はまた、MDBs が個々の気候行動計画を土台にして、「共同気候行動計画」の策定を検討することを大いに歓迎する。G7 は G20 と緊密に協働し、MDBs によるこの共同の取組を支援していく。我々は MDBs に対し、世界気候行動のためのマラケシュ・パートナーシップから生じる複数のステークホルダー間のイニシアティブや連合を支援することをさらに奨励する。

7. 環境財政改革と持続可能な開発

50. 我々は、持続可能性に関する目標と一貫性のない奨励措置、とりわけ非効率な化石燃料補助金を調査して廃止することに関心を持つ G7 及びその他の国々による努力を認識し、支持する。

51. 我々は、無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金といった、持続可能性に関する目標と一貫性のない、補助金を含む奨励措置の段階的廃止における進捗をモニタリングすることの便益を認識するとともに、G20 の自発的なピア・レビュー・プロセス等の進行中の既存のイニシアティブを支持する。

52. 我々は、これらの課題に関する OECD の作業に留意するとともに、OECD が補助金を含む奨励措置の理解を深めるためのさらなる作業を検討していることを認識する。

53. 我々は、財政システムと環境目標のより良い調和のための手法を探求することに関心をもつ G7 及びすべての国を支持する。とりわけ、我々は、2016 年に伊勢志摩で我々の政府首脳が採択した、2025 年までに無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を撤廃するというコミットメントの実施に貢献する考えである。

54. さらに、我々は、我々の持続可能性に関する目標の達成についての財政政策・措置による影響をより良く理解するため、意見と情報を交換する必要性を考慮する。

8. 環境政策と雇用

55. 我々は、「グリーン成長の雇用への影響：雇用、成長、グリーン政策をつなげる」に関する OECD のバックグラウンド・ペーパーに留意する。我々は、適切に設計されて実施された環境政策は経済成長と雇用を生み出すことができることを認識する。

56. 我々は、持続可能な開発に向けた移行期間における環境政策は経済成長を刺激し、雇用創出に正味の正の影響を与えられることを強調し、我々の経験に基づいて、こうした目的が相互に支援的であり、閣僚としての我々の役割の中心であることを再確認する。

57. 影響を受ける可能性のある地域及び部門には、特別の注意が払われるべきである。我々は、持続可能な部門における雇用創出を支える新しい技能へ

の投資の重要性を認識する。

58. 我々は、資源効率性及び循環経済を含む環境政策のジェンダーの側面を含め、すべての雇用影響を定量化するためにさらなる研究が必要なことを認識する。我々は、この分野でさらに作業を進めることを OECD に求め大学及び研究機関に奨励する。

9. アフリカ

59. 我々は、アフリカ諸国による 2030 アジェンダの環境側面の実施を支援する多くの進行中のイニシアティブを歓迎する。

60. とりわけ、我々は、気候変動と環境劣化がアフリカの農業生産と食料安全保障、水の利用可能性、加えて地域の安定と経済成長に及ぼす影響と、アフリカにおいて安価で近代的かつ持続可能で信頼できるエネルギーへのアクセスを増やすことの重要性を認識する。我々は、G7 がアフリカ諸国支援に積極的に関与し、ジェンダー平等を促進するとともに、アフリカのカウンターパートと協力して特定されたニーズへの対処に幅広い支援を提供していることも認識する。

61. 我々は、アフリカ支援のための進行中のイニシアティブについての有効性、相乗効果及び補完性を高めることに関する、自発的な情報交換の円滑化に向けて、ローマにセンターを設立するイタリア政府のイニシアティブを歓迎する。

10. 持続可能な開発のための大学

62. 我々は、持続可能な開発のための大学についてのサイドイベントの報告を歓迎する。

11. 持続可能な開発のための企業

63. 我々は、持続可能な開発のための企業についてのサイドイベントの報告を歓迎する。

附属書

「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」

我々、G7環境大臣、上級代表並びに環境及び気候担当の欧州委員は、富山物質循環フレームワーク及びIRPとOECDの報告書によって示された主要なメッセージ及び勧告を考慮し、資源効率性の向上に向けた次のステップに関する決定を行うとともに、サプライチェーンを含む、ライフサイクルに基づく物質管理、資源効率性及び3Rを推進する行動を優先付けするための、随時更新する「生きた」文書として以下のロードマップを採択する。

この目的のため、17のSDGsのうち12が資源効率性に言及していること、2030年までに各国が「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」ことを要求されていることを認識するとともに、知識の共有と現行の取組に立脚することの有用性を認識した上で、各メンバー国がすべての分野に貢献するとは限らないことを認めつつ、我々は以下の具体的行動を率先又は必要に応じて自主的貢献によって実行することを決定する。

またその際、我々はステークホルダーの関与の重要性を認識する。我々は資源効率性の達成における企業の重要な役割を認識し、ビジネス7の積極的な貢献を歓迎する。我々は、企業、国際機関、その他のこの分野で活動するステークホルダーと緊密に連携し、以下の注目部門と分野において資源効率性を促進することを望む。

我々は、資源効率性のためのG7アライアンス会合と連動したワークショップその他の場を通じて、本ロードマップ及び富山フレームワークに基づく行動の実施について、定期的に進捗状況をレビューしていく。

資源効率性の指標

- 資源効率性の成果と影響を共同で測定しモニタリングする我々の能力を向上させるための取組を継続する。OECD、IRP、G7の統計機関及びその他の関連機関の専門知識に基づき、我々は既存の実践例をレビュー及び共有し、測定する際のギャップを特定し、必要な場合には、世界、地域、国の新たな指標案を開発し、既存の指標を改善させることに共同で取り組んでいく。

資源効率性と気候変動

- 温室効果ガス削減の可能性に関して、最も有望な資源効率的な措置を特定することによってコベネフィットを追求するため、資源効率性に関する政策の温室効果ガス削減可能性をさらに評価する。このため、我々はIRPに

対し、RE（資源効率性）／CE（循環経済）／3R／SMM（持続可能な物質管理）に関する政策の実施に関連付けられた排出シナリオの提供や、これらの政策と従来の政策の実施の比較を含め、上記に関する研究を行うよう求める。また、RE／CE／3R／SMMの実施に関連した低炭素技術の展開についての評価も提供されるべきである。イタリアはこの研究を進展させる財政支援を行っていく。

国際レベルでの持続可能な物質管理

以下の事項に関する情報を共有する。

- 関連する国及び地域の側面を含む、環境上適正な国際的物質管理に関するイニシアティブ、優良事例及びアプローチ（例：基準及び規制、リサイクル施設及び事業者、適用可能な技術）。
- 国際的物質管理に関するビジネスの観点から見た修理、改修、再製造、再使用及びリサイクルに対する障壁。

資源効率性の経済分析

- 関係機関と協働し、ジェンダーに配慮した観点を含む、資源効率性の高い世界経済への転換のマクロ経済への影響と、この移行を可能にするミクロ経済的要因についての確実で信頼できる分析を開発する。この取組は、IRP 及び OECD の既存の活動に基づき、将来の行動についての知識ギャップ、障壁、重要な優先事項を特定して我々の活動の指針にしようとするものである。コベネフィット及び関連する他の政策分野（例：雇用）とのトレードオフが検討される。

市民の関与と意識向上

- 資源効率性に関する目標に一致したライフスタイルを実現するには、市民の意識と関与が中心となる。我々は市民社会や企業と関わり合い、循環経済に向けた行動を通じた持続可能性の達成に必要な解決策やイノベーションを特定する。我々は、若者を前向きな変化をもたらす主体と認識し、その資源効率性に関する意識の向上を促進して、革新的アイデアを育み地球規模の取組（例、G7、G20、OECD、IRP）を支援する行動を推進する。

民間部門の行動

- 民間部門の積極的関与を通じて、産業界の資源効率性に関する優良事例について事例研究を行い、実現した経費削減、創出した雇用、汚染削減に関する具体的情報を提供する。

食品廃棄物

- ウェビナー、ワークショップ又は他のプラットフォームを通じて、国連持続可能な開発目標のターゲット12.3に沿った（1）食品ロス・食品廃棄物を削減するための政策や計画の策定、（2）食品ロス・食品廃棄物及び関連する環境や経済への悪影響の測定に関する経験を共有する。

プラスチック

- 改善された製品設計の経済的な利益及び機会を評価し、一次資源の使用削減、そのライフサイクルを通じた環境や経済への悪影響を考慮して、プラスチックのリサイクルと再利用に対する障壁に対処し、環境、特に海洋へのプラスチックの流出を回避する（関連するG7の取組と連携する）。

グリーン公共調達（GPP）

- 調達プロセスへの資源効率性に関する基準の組み込みに関する経験を共有し、環境に大きな影響を及ぼす製品にGPPを適用するための能力構築方法について、特に再使用の可能性、修理の可能性、再生材の使用などの観点に関する情報共有によって、意見交換する。

寿命延長製品に関する政策

- リサイクルと比較した再製造・改修・修理・直接再使用（RRRDR）の影響を評価し、RRRDRの定義を明確化し、リバース・ロジスティックス・チェーンを含む障壁を特定して対処し、G7が果たしうる役割を検討する。製品の延長寿命について適切な環境設計基準を特定する活動及びその実施に関する実践例を共有する。

資源効率性と次世代生産革命（NPR）

- NPRに有効な質の高いインフラが、いかにしてより高い資源効率性の達成に貢献できるかを探求することにより、G7タオルミーナ・サミットで発足した協働への関与を探求する。